

## 令和4年度から家計急変世帯への授業料支援を行っています

- 自己の責めによらない会社の倒産、失業等の家計急変事由により、年間収入見込額が一定水準以下となった場合、授業料が減免されます。  
 (次年度以降も支援を受ける場合、年間収入見込額その他、資産保有額についても一定水準以下である必要があります。)

区 分	内 容
対 象 校 種	静岡県内の小学校、中学校※
助 成 対 象	授 業 料
助 成 額	336,000 円(年額)
対 象 世 帯 ※対象となる世帯の年間収入見込額は、裏面をご覧ください	①令和4年度に発生した家計急変により授業料の納付が困難となった者 【収入要件】 ・保護者等全員の住民税所得割額が 135,000 円未満であること ----- ②入学後に発生した家計急変により低所得の状況が継続し、令和4年度において授業料の納付が困難な者 【収入・資産要件】 ・保護者等全員の住民税所得割額が 135,000 円未満であること ・保護者等の資産保有額の合計が 700 万円未満であること

※上記は私立小学校・中学校の児童生徒向けの制度の案内ですが、高校生向けにも家計急変者について支援を行っています。

- ◎助成制度を利用する場合は、学校に申請書を提出する必要があります。詳しくは各私立学校の事務担当者に御確認ください。

このリーフレットに関する問合せ先  
 静岡県スポーツ・文化観光部私学振興課  
 電話:054-221-2009

【対象世帯の例】

世帯構成人数		年間収入見込額
ひとり親又は両親のうち一方が働いている場合	子1人(小中学生)扶養控除対象者0人	400万円未満
	子2人(小中学生、高校生)扶養控除対象者1人	460万円未満
	子2人(小中学生、大学生)特定扶養控除対象者1人	490万円未満
	子3人(小中学生、高校生2人)扶養控除対象者2人	510万円未満
	子3人(小中学生、高校生、大学生) 扶養控除対象者1人、特定扶養控除対象者1人	540万円未満
両親共働きの場合	子1人(小中学生)扶養控除対象者0人	440万円未満
	子2人(小中学生、高校生)扶養控除対象者1人	550万円未満
	子2人(小中学生、大学生)特定扶養控除対象者1人	590万円未満
	子3人(小中学生、高校生2人)扶養控除対象者2人	620万円未満
	子3人(小中学生、高校生、大学生) 扶養控除対象者1人、特定扶養控除対象者1人	650万円未満